

令和6年の年末調整は定額減税に注意！

令和6(2024)年6月から12月まで定額減税が実施されています。令和5年までとは異なり、**令和6年分の年末調整を行う際には、この定額減税を考慮する必要があります。**

※ここでは令和6年9月27日時点で公表されている内容に基づき記載しています。

◆まず、定額減税について再確認

令和6年度税制改正によりスタートした制度です。※ここでは所得税の取り扱いのみ記載

●対象……令和6年分所得税納税者、日本国内の居住者

令和6年分合計所得金額が1,805万円以下 ※給与収入のみの場合は給与収入が2,000万円以下、「子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除 注」を受ける場合は2,015万円以下 注) 参考:国税庁「所得金額調整控除」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1411.htm>

●減税額…… 本人:30,000円 ・同一生計配偶者または扶養親族:1人につき30,000円

●給与所得者の場合の実施方法…… 令和6年6月1日以降に最初に支払われる給与等(賞与を含む)の源泉徴収から、上記の定額減税額が控除されます。源泉徴収から控除しきれない分は、令和6年中に支払われる給与等の源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されていきます。(これを月次減税事務といいます)。

◆年調減税事務で行うべき項目は

令和6年分の年末調整の際に年末調整時点の定額減税額に基づいて精算を行う事務を「**年調減税事務**」といいます。年調減税事務で行うべき項目は下記3点です。

(1) 対象者の確認

年末調整の対象となる人は原則として年調減税事務の対象者で、月次減税事務において扶養控除等申告書や源泉徴収に係る申告書の提出を受けていたとしても、従来の年末調整と同様に「基礎控除申告書」や「保険料控除申告書」等を従業員から提出してもらいます。各種申告書の名称は以下です。

【令和6年分扶養控除等(異動)申告書、令和7年分扶養控除等(異動)申告書 ※簡易対応様式有、令和6年分基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書(基・配・所)※次頁図A、及び令和6年分保険料控除申告書】

年末調整の対象となる人のうち、(次頁・図A 青色エリア)に記載の給与取得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円超と見込まれる人は、年調減税額を控除しないで年末調整を行います。

(2) 年調減税額の計算

対象者ごとの年調減税額の計算は、従業員から提出を受けた扶養控除等申告書等から年末調整を

行う時点での同一生計配偶者の有無及び扶養親族の人数を確認し、年調減税額の計算を行います。

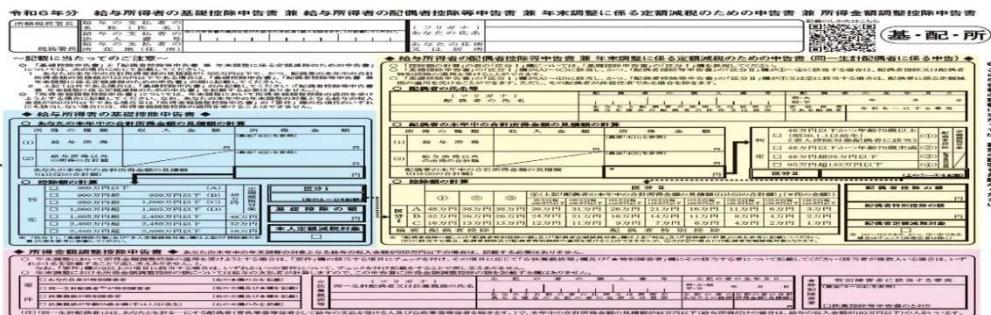
年調減税額の計算にあたって考慮すべき「同一生計配偶者」や「扶養親族」の定義は次頁の通り、月次減税の際と同様のものになっています。なお、いずれも居住者に限ります。

●同一生計配偶者

年調減税額の計算対象となる同一生計配偶者とは、次のいずれかに該当する配偶者です。

- ①「配偶者控除等申告書」(＝図A 黄色エリア)に記載された控除対象配偶者
- ②合計所得金額が 48 万円以下の配偶者のうち、年調減税額の計算に含める配偶者として「年末調整に係る定額減税のための申告書」(＝図A 黄色エリア)に記載された配偶者

図 A 令和 6 年分基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書(基・配・所)

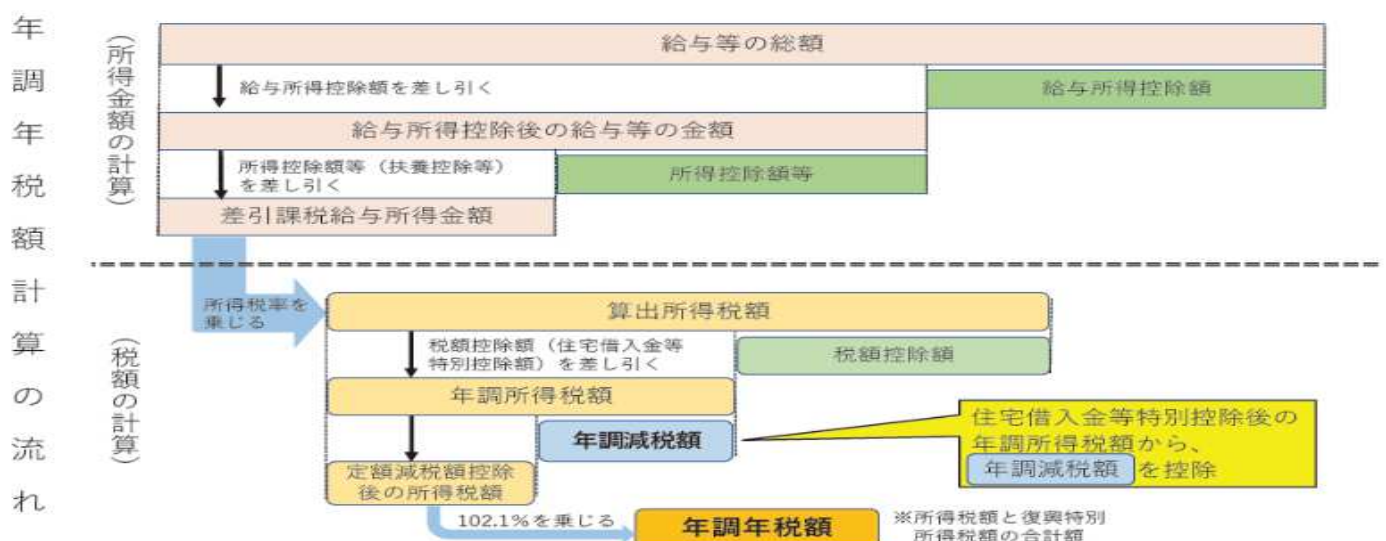


●扶養親族

年調減税額の計算の対象となる扶養親族とは、所得税法上の控除対象扶養親族だけでなく、16 歳未満の扶養親族も含まれます。「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」及び「年末調整に係る定額減税のための申告書」(＝図 1 黄色エリア)に記載された、控除対象扶養親族および 16 歳未満の扶養親族(扶養控除等申告書においては住民税に関する事項として記載されています)を年調減税額の計算のための人数に含めます。

(3) 年調減税額の控除

まず、昨年以前と同様に年末調整を行い、年調所得税額の算出を行います。その後、年調所得税額から年調減税額の控除を行い、控除後の金額に 102.1%を乗じて復興特別所得税を含めた年調年税額を算出し、過不足の精算を行います。



出典:国税庁PDF「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」

●源泉徴収票への記載方法

年末調整終了後に作成する給与所得の源泉徴収票には、その摘要欄に**実際に控除した年調減税額**を「源泉徴収時所得税減税控除済額●●●円」と記載します。

なお、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額があるときは、その金額を「控除外額●●●円」と記載し、控除しきれなかった金額がない場合は、「控除外額0円」と記載します。

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける 者	住所又は 納税 場所	[受給者番号]	
		[個人番号]	
		[氏名]	
		[フリガナ]	
		[性別]	
		[生年月日]	
		[勤務先名称]	
		[勤務先住所]	
		[勤務先電話番号]	
		[勤務先郵便番号]	
		[勤務先所在地]	
		[勤務先業種]	
		[勤務先職種]	
		[勤務先給与支払額]	
		[源泉徴収額]	
		[控除額]	
		[控除外額]	
		[源泉徴収時所得税減税控除済額]	
		[控除外額]	

また源泉徴収税額欄には、年調所得税額から年調減税額を控除し、102.1%を乗じて算出した年調年税額を記載することになります。

年調減税事務では、月次減税事務を行う際に把握された対象者や減税額の計算のための扶養親族等の人数をあらためて確認する部分が重要となっています。

具体的な詳細は、国税庁から公開されている申告書様式やQ&Aを確認する必要がありますが、あらかじめおおまかな流れを理解して、年末調整業務に着手していきましょう。

また、年末調整の際に従業員から回収する各種申告書などについては、ペーパーレス化ができるようなシステムもありますので、そうしたツールを活用することもできます。

令和6年分所得税の定額減税のしかた【国税庁】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023012-317.pdf>

令和6年分 年末調整のしかた【国税庁】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2024/01.htm>

令和6年分所得税の定額減税Q&A【国税庁】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024001-021.pdf>

